



( A )

4 高私行第 6 号  
令和 4 年 6 月 1 7 日

学校法人 三島学園  
理事長 大庭 清 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 2 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和 4 年 6 月 20 日 から 令和 9 年 6 月 19 日 まで



( B )

2 受文科高第 7 号の 7 8

所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 号の 2、第 3 号又は第 4 号及び法人税法施行令第 7 7 条第 1 号の 2、第 3 号又は第 4 号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる 宮 城 県 仙 台 市  
事務所の所在地 泉区虹の丘一丁目 1 8 番地の 2

法人の名称 学校法人 三 島 学 園

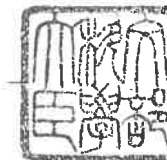
代表者の氏名 理 事 長 大 庭 清

法人の目的又は  
その設置する学 東 北 生 活 文 化 大 学  
校 ( 専修学校及 東 北 生 活 文 化 大 学 短 期 大 学 部  
び各種学校を 東 北 生 活 文 化 大 学 高 等 学 校  
含む。 ) の名称 東 北 生 活 文 化 大 学 短 期 大 学 部 附 属 ま す み 幼 稚 園

上記の法人は、所得税法施行令第 2 1 7 条第 4 号及び法人税法施行令第 7 7 条第 4 号に掲げる法人であることを証明する。

令和 3 年 3 月 1 日

文部科学大臣 萩 生 田 光



キ  
リ  
ト  
リ